

提案第39号

合併協定項目26 消防・防災関係事業の取扱いについて

合併協定項目26 消防・防災関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成21年5月15日提出
始良西部合併協議会
会長 城光寺 俊和

消防・防災関係事業の取扱いについて	
1	防災会議については、合併時に新たに設置する。
2	地域防災計画及び水防計画については、3町の現計画を基本に合併までに原案を作成する。 なお、新市の防災会議において、当該計画が作成されるまでの間は、旧町の現計画を運用する。
3	災害対策本部については、地域防災計画策定等に伴い新市において直ちに調整する。 なお、新市地域防災計画策定までの暫定的な防災体制については、合併までに調整する。
4	防災行政無線（移動系・同報系）については、次のように取り扱うものとする。 (1) 始良町の地域防災無線（移動系防災行政無線）については、現行のアナログ方式の周波数使用期限が平成23年5月31日までであるため、デジタル防災無線システムへの移行を含め、合併までに検討する。 なお、加治木町・蒲生町の移動系防災行政無線については、合併後、当分の間は現行のとおりとし、新市における周波数の統合及びデジタル防災無線システムへの移行を含め、新市において検討する。 (2) 同報系防災行政無線については、合併後、当分の間は現行のとおりとし、新市における周波数の統合及びデジタル防災無線システムへの移行を含め、新市において検討する。 なお、同報系防災行政無線の未整備地区については、災害危険箇所を優先し、新市において検討する。
5	避難所及び消防水利については、現行のとおり新市に引き継ぐ。